平成２１年（フ）第１４９号
鹿児島県奄美市名瀬平松町１番地２－２－502号
債務者　奥田　栄子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１６７号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町15番地２－５－302号
債務者　川上　隆雄
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１６８号
鹿児島県大島郡喜界町大字湾448番地９
債務者　中山　宏江
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１９０号
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北2592番地２
債務者　小谷　朋子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３２号
沖縄県石垣市字新川24番地の１
債務者　上原　隆也
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第５２号
沖縄県石垣市字登野城435番地の２
債務者　小禄　清子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第５７号
沖縄県石垣市字平得124番地　粟盛アパートＢ棟203
債務者　嘉手苅きみ子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第６１号
沖縄県石垣市浜崎町２丁目２番地の17　粟野アパート301号
債務者　照屋　有花
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第６２号
沖縄県石垣市字石垣185番地の１
債務者　豊見山清美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第６４号
沖縄県石垣市字新川440番地の７　グリーンハイツ川花１Ｅ
債務者　内山　一正
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第４１号
北海道虻田郡倶知安町北４条東４丁目３番地４　望羊団地３号棟304号室
債務者　玉手　真弓（旧姓田川）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第４４号
北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別199番地５
債務者　杉村　正樹（旧姓村中）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第４５号
北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別199番地５
債務者　杉村　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第２４５号
長野県上田市上野339番地10　神科グランドマンション107号、前住所長野県上田市住吉450番地４　寺島アパート201号
債務者　鳥居　修治
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２０年（フ）第１２５号
長野県東筑摩郡生坂村2944番地１
債務者　荒井　一江
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第８７９号
京都府長岡京市久貝２丁目15番17―507号　坪内マンション507
債務者　西口　辰己
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６０号
京都府八幡市八幡北浦８番地の２　Ｄ301、申立時の住所京都市伏見区淀水垂町139番地13
債務者　廣居　茂喜
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係